

☆ Imagine ☆

『ひと』と『まち』が元気に、地域力UP!



- 令和4年第2回定例会が6月3日から6月24日までの22日間の日程で開催され、市長提出議案10件、請願1件を審査しました。主なものは次のとおりです。

1. 北本市税条例等の一部改正

住宅ローンの控除適用期限の4年延長、上場株式等に係る課税方式の一致や固定資産税台帳等の閲覧・記載事項証明書のDV被害者支援措置の明確化等、地方税法改正に伴う規定の整備等を行うものです。住民税の住宅ローンの控除適用期限の4年延長については、令和4年から令和7年末までに住宅に入居した人が対象で、控除限度額は所得税課税総所得金額等の5%となります。

また、DV被害者等の支援を受けている方については、従来は住民基本台帳法により、本人以外には課税証明書を発行しない対応でしたが、今回の改正により市税条例でも明確化されました。

2. 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

今年3月に可決成立した「子どもの権利に関する条例」が本年10月1日から施行されることに伴い、子どもの権利擁護委員の報酬を定めるものです。

子どもの権利擁護委員は、相談・救済業務、会議・打合せ、啓発業務等を担っていただきます。来庁だけでなく在宅での業務も想定されることから、報酬は月額20万4千円で算出されております。

なお、権利擁護委員には、(1)弁護士又は司法書士(2)大学の教員(3)社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等から3名以内の方が任命されることとなります。

3. 令和4年一般会計補正予算関係(第1号～第3号)

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の4回目等の費用、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金：児童1人当たり10万円(国給付金5万円+市給付金5万円)の給付事業、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金交付事業のための補正予算の増額が内容です。

上記特別給付金等の詳細につきましては、北本市 ホームページをご参照ください。

- (2) ア. 「子どもの権利に関する条例」が10月1日から施行されます。

その準備として権利擁護委員や権利擁護委員を補佐する「相談員」の任用、相談窓口の設置・整備費用、その他啓発事業等の費用が計上されています。

コロナ禍での経済的な格差拡大、虐待、体罰等様々な問題も発生する中で、支援を必要とする子どもや保護者に支援が届き、全ての子どもが幸福な生活を送ることができる社会が実現できるように、私も頑張っていきたいと思っております。

イ. キャッシュレス型消費活性化事業が実施されます。

今年も「がんばれ!食べて!買って!応援しよう!キャンペーン第3弾」として市内事業者と市民の生活支援を目的として実施されます。前回同様に、支払金額の30%分のポイントが還元されますが、今回はキャッシュレス決済事業者が3社となるため、最大で1人あたり3万ポイントが付与されます。

今回も、以前行ったクーポン型決済は期間が長期になること、キャッシュレス決済型に比べて印刷製本費等の間接経費が増加等の理由が言われていますが、①国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定していること ②このキャンペーンの利用者には他市の住民が多く含(裏面へ)

まれること ③地域経済への事業効果検証についての決済事業者からのデータ提供が不十分であること等もあり、今後は他市で実施されている「プレミアム付きデジタル商品券」事業なども調査研究し、取り組んでいく必要もあるのではないかと思います。

ウ. その他、新型コロナウイルス感染症対策として体育センターの柔道場・剣道場へのエアコン整備、民間保育所整備交付金や中央保育所の完成時期の変更（開所時期は変更なし）等が補正の内容です。

● 令和4年第2回定例会で行った一般質問(概要)

1. 北本市洪水ハザードマップの「主な道路冠水箇所」の対応について

冠水履歴や土のう配布記録をもとにした県道3か所、市道18か所で、その対策は側溝や集水柵の清掃・改修、雨水浸透管や浸透井戸設置、雨水ポンプ増設等の工事を実施していると答弁でした。また、道路冠水対策の状況は、側溝・集水柵清掃と市道8か所で雨水対策を行い、本宿3丁目地区内、中丸7丁目地区内、高尾1丁目地区内では対策の効果がでていますが、市としてはそれ以外は更なる対策が必要と考えているとの答弁でした。

要望書が出されているのは本宿6丁目地区内、深井スポーツ広場周辺等5か所で、放流先の施設改修の遅れや多額の事業費が課題との事ですが、本宿6丁目地区内など側溝の未整備や機能不全の箇所は、施設新設や機能回復を図る対策が必要であると市では考えています。道路冠水対策が早期に実施され、該当地域の皆様が快適で安心・安全に暮らせるように全力で取り組んでいきたいと思ひます。

2. 自治会活動のデジタル化の基本的な方針について

東五地区自治会では自治会館にWi-Fiを配備してオンライン会議、HP作成等自治会活動のデジタル化を推進し、新たな地域活動、居場所づくりや自治会活動の担い手不足対策等を行おうとしています。

このような自治会活動のデジタル化に対する基本的な方針や支援について質疑してみました。市では情報共有の効率化、新たなサービス・価値を地域住民が享受できるためにも有効と考えています。

しかし、住民がデジタル操作等に不慣れである事やデジタル化された環境の維持なども課題であり、デジタル化について自治会員の理解を広める等が重要と考えており、デジタル化へのニーズを把握し、どのような支援が行えるか検討していくとの事でした。今後は経済社会、行政や教育等でデジタル化が進む中で、自治会活動のデジタル化は自治会の負担軽減だけでなく、地域防犯・防災、子どもや高齢者見守りや地域の繋がり、情報発信と共有化など、地域活動の新しいスタイルとなるものと思ひます。

● 九都県市合同防災訓練が8月28日（日）に北本総合公園・体育センターで開催されます。

九都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・千葉市・さいたま市）が共同し、各会場で防災訓練を行うものです。首都圏直下型地震等の被害を最小限に食い止めることを目的とし、今回が43回目の開催です。今回は、親子で楽しみながら訓練に参加できるような企画が用意されています。8月28日（日）9時から13時までです。



【あとがき】現在、新型コロナウイルスの感染症「第7波」の中で、ロシアによるウクライナ侵攻による資源価格の高騰、地球温暖化、インフレや円安による物価高騰など日常生活に様々な影響がでております。今後とも皆様のお声をしっかりと市政に届け、ウェルビーイングの実現に取り組んでいきます。

◎市民の皆様のご意見等をいただきますようお願い申し上げます。

北本市議会議員 **岡村 有正**

〒364-0006 北本市北本3-178-3

携帯：090-1704-1623

電話/FAX：048-591-4456

e-mail : a.okamura5582@gmail.com

岡村ありまさホームページ : okamura-arimasa.website